

第8節

機関委任事務廃止に伴う 労務管理体制の変更

(平成12年4月1日)

…Outline…

「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)及び「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(地方分権推進法)」(平成11年法律第87号)による機関委任事務制度の廃止に伴い、それまで都県の機関委任事務として処理されてきた、個々の駐留軍等労働者の雇入れ、給与の支給及び福利厚生などに関する事務は、平成12年4月1日から国の直接事務として執行されることとされた。

● 機関委任事務の廃止

米軍に対する労務の提供は、日米地位協定第12条4の規定により、日本国の当局の援助を得て充足されることとされており、我が国(防衛施設庁長官)が雇用主となって労働者を雇い入れ、その労働力を米軍に提供するという間接雇用方式をとっている。

駐留軍等労働者の労務管理等事務については、平成12年3月31日まで、国(防衛施設庁)が雇用主としての立場から、米軍との給与等の勤務条件を定めた労務提供契約の締結、勤務条件に係る施策の企画及び立案、所要経費の概算要求等の事務を行い、また、関係都県知事は、「防衛庁設置法」(昭和29年法律第164号)第44条及び「防衛庁設置法第四十四条の規定に基づき防衛施設庁長官の権限の一部を都道府県知事に委任する政令」(昭和37年政令第413号)に基づき、機関委任事務として、個々の労働者の雇入れ、給与の支給及び福利厚生などに関する事務を実施してきた。

これらの機関委任事務として関係都県知事が実施していた事務については、国と地方公共団体との役割分担を明確にする観点から決定された「地方分権推進計画」において、この事務が日米安保条約等に基づき我が国が負っている労務提供義務を果たすための事務であることから、国の直接執行事務とすべきものとして整理された。

なお、この閣議決定を受けて、平成11年7月に公布された「地方分権推進法」において、機関委任事務が廃止(平成12年4月1日施行)されることとなった。

● 新たな労務管理等事務処理体制への移行

機関委任事務が廃止された後の新たな事務処理体制の整備に当たっては、①日米安保条約等に基づく労務提供義務が確実に履行されること、②国が雇用主としての立場を維持しつつ円滑な労務提供を行えること、③労務管理等事務をそれまで処理していた都県から円滑に引き継げることを前提に、中央省庁等改革の理念を踏まえ、国の行政組織及び事務事業の減量・効率化の観点、法律に基づく所掌事務として確実な履行の担保の観点及び弾力的な組織・業務運営が可能で、駐留軍等労働者や米軍のニーズに対して重点的に組織、人員、資金等を投入することができる体制を整備することが必要と考えられた。

このような観点から、独立行政法人制度を活用することが適当であると判断され、関係機関と協議を重ねた結果、「駐留軍等労働者の労務管理等事務の一部については、平成14年4月に独立行政法人に移行する」との一文を盛り込んだ「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」が平成11年4月27日に閣議決定された。これを踏まえ、同年12月、「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法」（平成11年法律第217号）が制定され、平成13年1月6日から施行された。

● 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の発足

このような過程を経て、駐留軍等労働者の労務管理等事務のうち、

- ① 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施（労働契約の締結、昇格その他の人事の決定を除く。）
- ② 給与の支給（額の決定、給与の支払いを除く。）
- ③ 福利厚生の実施（事業主でなければ行うことができないもの、宿舎に供される行政財産の管理、永年勤続表彰を除く。）
- ④ ①から③までの業務に附帯する業務
- ⑤ 国からの委託業務



現在、独立行政法人駐留軍等労働者
労務管理機構が入居しているビル

（撮影：渡辺信一郎）

をその業務とし、本部（企画調整部、管理部及び業務部）並びに三沢・横田・横須賀・座間・富士・呉（平成19年4月1日廃止）・岩国・佐世保・那覇・コザの10支部、資本金9億7,721万2,299円、運営費交付金48億5,298万5,000円（平成14年度）による「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構」が平成14年4月1日に発足した。

なお、機関委任事務廃止後の新たな事務処理体制の整備に当たっては、国の事務処理体制の整備とこ

れに伴う関係都県等との調整等に期間を要することから、新体制へ移行するまでの経過措置として、平成14年3月31日までの間は、労務管理等事務の一部の事務が関係都県において法定受託事務として処理された。

さらに、関係都県が実施してきた事務を新体制において円滑に実施するため、防衛施設庁は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構発足の1年前から、所要の職員を関係都県に派遣して実務研修を行わせ、業務を習得させるなどの措置を講じて事務の円滑な移行に万全を期した。

駐留軍等労働者の労務管理の仕組み

